

東京都バドミントン協議会 登録規定

第1条（目的）

本規定に、東京都バドミントン協議会への登録に関わる事項を定める。

第2条（連盟員）

1. チーム登録をしたものは連盟員と称する。
2. クラブ対抗リーグ戦の対象者とする。
3. 連盟員は参加費の割引対象者とする。

第3条（加盟と脱退）

1. チーム登録をする場合は、チーム登録申請書を提出する。
2. 当協議会より脱会する場合は、文書をもって届け出ることとする。
(書式自由)

第4条（付 則）

1. 本規定の改廃は、クラブ代表者会議（総会）の議決によって定めるものとする。
2. この規定は、1997年 5月12日制定。

2006年 4月15日改定施行。

2018年 4月14日改訂施行。